

医療法人 白山会 白山通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人白山会が開設する白山通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく方針に則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 3 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 白山通所リハビリテーション
- (2) 事業所規模 通常規模の医療機関(診療所)
- (3) 開設年月日 平成 18 年 9 月 1 日
- (4) 所在地 愛知県春日井市白山町五丁目 2 1 番地 8
- (5) 電話番号 0568-51-6150 FAX 番号 0568-51-6175
- (6) 管理者名 寺澤 利昭
- (7) 介護保険指定番号: 2372502282

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1名以上

医師 1名 (管理者と兼務)

【1単位目】

理学療法士・作業療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【2単位目】

理学療法士・作業療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【3単位目】

理学療法士・作業療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【4単位目】

理学療法士・作業療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

【5単位目】

理学療法士・作業療法士 1名以上

看護職員・介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

祝祭日及8月13日から8月16日までを除く。

年末年始は、12月30日から1月4日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

③ サービス提供時間

1単位目	午前8時45分から午後12時00分まで
2単位目	午後1時30分から午後4時45分まで
3単位目	午前9時15分から午前10時30分まで
4単位目	午前10時45分から午後12時00分まで
5単位目	午後1時30分から午後2時45分まで

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員数は次の通りとする。

- ① 1単位目 40名
- ② 2単位目 40名
- ③ 3単位目 20名
- ④ 4単位目 20名
- ⑤ 5単位目 20名

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容・利用料など)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
 - ② 健康チェック
 - ③ リハビリマネジメント(介護給付)
 - ④ 運動器機能向上(介護予防)
 - ⑤ 送迎(サービス提供範囲内)
- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 おやつ代(150円/回) 3.4.5単位目は除く
- 4 おむつ代(パット60円/枚・リハビリパンツ110円/枚)
- 5 各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下のように定める。

春日井市(白山町、庄名町、藤山台、岩成台、高森台、中央台、石尾台、押沢台、高座台、高蔵寺町、高蔵寺町北、気噴町、気噴町北、木附町、不二町)を区域とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ① 利用中の飲水・おやつの持ち込みは原則として禁止とする。
 - * 持ち込みをご希望の際は、当事業所スタッフと協議し、了解の上、持参可とする。
 - * 持参されたおやつ等は他の利用者に渡すことは原則禁止とする。
 - ② 飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
 - ③ 設備・備品の利用は、大切に行って下さい。
 - ④ 所持品・備品等の持ち込みは、職員の指示に従って下さい。
 - ⑤ 火気の取扱いは、ご遠慮下さい。
 - ⑥ 金銭・貴重品は、持ち込みをご遠慮下さい。
 - ⑦ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、事業所の指示に従って下さい。
 - ⑧ 他利用者への迷惑行為は禁止とします。

(非常災害対策)

第 10 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第 11 条 事業所は、事故発生などの際は、管理者に速やかに報告し、安全対策マニュアル等に従い、行動・対応することとする。

(職員の服務規律及び質の確保)

第 12 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- ④ 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 13 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人白山会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 14 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 15 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人白山会の役員会において定めるものとする。

第 17 条 施設（白山通所リハビリテーション）は、虐待の発生またはその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 事業所における虐待のための対策を県とする委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の「防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待のための研修を定期的に（年一回以上）実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置く。

付 則

この運営規程は、平成 18 年 7 月 1 日より施行する。

平成 20 年 6 月 1 日より改訂施行する。

平成 21 年 6 月 1 日より改訂施行する。

平成 23 年 7 月 1 日より改訂施行する。

平成 23 年 10 月 1 日より改訂施行する。

平成 23 年 4 月 1 日より改訂施行する。

平成 24 年 3 月 1 日より改訂施行する。

平成 24 年 5 月 1 日より改訂施行する。

平成 24 年 7 月 1 日より改訂施行する。

平成 25 年 10 月 1 日より改訂施行する。

平成 26 年 6 月 1 日より改訂施行する。

平成 26 年 8 月 1 日より改訂施行する。

平成 27 年 7 月 1 日より改訂施行する。

平成 27 年 8 月 1 日より改訂施行する。

平成 28 年 6 月 1 日より改訂施行する。

平成 28 年 10 月 1 日より改訂施行する。

平成 29 年 6 月 1 日より改訂施行する。

平成 30 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 1 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 2 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 3 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 4 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 5 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 6 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 7 年 6 月 1 日より改訂施行する。

令和 8 年 4 月 1 日より改訂施行する。